

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	有村 治子（自民）	堀井 巖（自民）	高木 かおり（維新）
	上野 通子（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	浜口 誠（民主）
	こやり 隆史（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

今国会においては、令和4年12月26日に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案が、特定秘密保護法施行以来初の漏えい事案であることを重く受け止め、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。また、令和3年末時点で特定秘密を指定している12行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。さらに、内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。その後、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和4年5月1日から令和5年4月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月2日、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めること（「**防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告**」）を決定した。また、防衛省、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房及び警察庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月7日、内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月21日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受け

た。

4月19日、同月11日に防衛大臣から、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、当該措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月2日、年次報告書（令和5年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月5日の本会議で会長が報告した。

(2) 審査会経過

○令和5年2月2日(木) (第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和5年2月7日(火) (第2回)

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和5年4月19日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件のうち、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について高市国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和5年6月2日(金) (第4回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。

- 本審査会の調査及び審査に関する**年次報告書**を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○令和5年2月21日(火)

- 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

有村治子君（自民）、上野通子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巖君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、浜口誠君（民主）

(3) 勧告

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告—

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないように防衛省として周知及び教育を徹底すること。
4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。

5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
6. 我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。
7. 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて 講じた措置に関する報告—

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1について

全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

2について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

3について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

4について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

5について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

6について

同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。

7について

本事案が生じたことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。

（４）審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和4年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和3年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月2日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和4年5月1日から令和5年4月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況について説明を聴取し、質疑を行った。また、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し締めくくり的な質疑を行った。このほか、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 防衛省が講じた特定秘密の漏えいに係る再発防止策を踏まえ、特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。

イ 運用基準に基づく通報制度において、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。

エ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。

三 勧告

防衛大臣に対し、退職自衛隊員に対する情勢ブリーフィングの実施状況等の調査等について措置すべきものと勧告し、その結果について報告を求めた。これを踏まえ、防衛大臣から、報告書が提出された。